

介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

重要事項説明書

社会福祉法人相扶会
訪問入浴介護事業所 相扶園

令和7年6月版

以下の文書では、「訪問入浴（介護）」の表記のみを掲載していますが、
要支援１・２の認定を受けられた方は、「介護予防訪問入浴介護」
要介護の認定を受けられた方は、「訪問入浴介護」が正式なサービス名称となります。

当事業所をご利用いただくにあたり、重要な説明事項を次にまとめます。内容についてよくご確認ください。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

1 事業所の名称及び所在地等

- (1) 名 称 訪問入浴介護事業所 相扶園（管理者 尾野 素子）
- (2) 所 在 地 庄原市尾引町 263 番地 2 電話 0824-74-0530
- (3) 設立法人 社会福祉法人相扶会（理事長 尾野 素子）

【理 念】

- 一、和顔愛語をモットーに常に設立創始者の思い（地域と福祉の向上、高齢者の権利擁護と生活保障等）※¹を大切に業務に励みます。
- 一、一人ひとりのニーズと意思を尊重し、相互の信頼の中で生活の質の向上に努めます。
- 一、地域の方達が安心して生活できる拠点施設となることを使命として、地域福祉の向上に努めます。

【基本姿勢】

- (1) 私たち相扶会職員は、相扶〔互いに相^{あい}い^{たす}に相い扶け合う〕の精神のもと、「和顔愛語」をモットーとして、福祉のニーズを有する人々の権利を守り、利用者の立場から福祉サービスを提供します。
- (2) 私たち相扶会職員は、業務上知り得た個人やその家族等の情報を保護します。
- (3) 私たち相扶会職員は、常に学びの姿勢を持ち、専門性の向上に努めます。
- (4) 私たち相扶会職員は、生活と保健、福祉、医療にかかわる関係機関（者）と連携し、協力しあい、地域福祉の向上に努めます。

※ 1 「老人ホーム相扶園設立についてのお願い」（昭和 38 年）
「親鸞聖人 700 回御遠忌記念事業趣意書」（昭和 38 年）
妙延寺住職 尾野 敏

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問入浴介護事業所 平成 12 年 4 月 1 日指定
指定介護予防訪問入浴介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日指定
- (2) 事業所の目的 居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護を提供する。

- (3) 運営方針 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 従業員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

- (2) 看護職員 3名（1名 介護職員兼務）

健康管理及び療養上の世話を行います。

- (3) 介護職員 5名（1名 看護職員兼務）

入浴、部分浴、清拭、着替え、排泄等の必要な介護及び身の回りの世話を行います。

- (4) 事務職員 1名（兼務）

事業に必要な事務を行います。

併設サービスとの兼務職員を含みます。

4 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- (1) 営業日 月曜日～木曜日とします。ただし、8月15日及び12月31日から1月3日までを除きます。

- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとします。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

5 指定訪問入浴介護の内容

- (1) 浴 槽 訪問入浴介護専用浴槽

- (2) 入浴場所 利用者の居室もしくは屋内適当な場所

- (3) そ の 他 利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、「清拭」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を行います。

6 通常の事業の実施地域

(1) 庄原市 (2) 三次市

7 苦情等申立先

苦情相談担当者	窓口担当者	佐野 洋
	※上記担当者不在の場合、他の職員が対応	
	ご利用時間	午前8時30分～午後5時30分
	ご利用方法	電話（0824-74-0530）及び面接
※営業時間帯は、携帯電話への連絡も可能です。 090-2299-9840（訪問入浴専用）		

次の機関において苦情申出等ができます。

社会福祉法人相扶会 本部事務局	所在地	庄原市尾引町263-2
	電話番号	0824-74-0530
	受付時間	8:30～17:15
庄原市役所高齢者福祉課 介護保険係	所在地	庄原市中本町1-10-1
	電話番号	0824-73-1167
	受付時間	8:30～17:15
三次市高齢者福祉課 介護保険係	所在地	三次市十日市中二丁目8番1号
	電話番号	0824-62-6387
	受付時間	8:30～17:15
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	受付時間	8:30～17:15

※市役所及び広島県国民健康保険団体連合会については、月曜日～金曜日の受付。（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日・30日・31日・1月1日・2日・3日を除く。）

8 利用料金について

(1) 支払い方法

口座振替でのお支払いをお願いいたします。

利用前の事前訪問の際、口座振替申込書についてご案内いたします。(口座振替は原則として利用月の翌月 27 日に行います。詳しくは、「口座振替のご案内」をご覧ください。)

(2) 利用料その他の費用の額

要介護 1 ～要介護 5 のご利用者

		基本	サービス提供体制 強化加算	1 回の利用料金 (加算前)
1	訪問入浴介護	1,266	44	1,310
2	部分浴・清拭	1,139	44	1,183
3	訪問入浴介護・介護職員のみ	1,203	44	1,247
4	訪問入浴介護・介護職員のみ 部分浴	1,083	44	1,127

要支援 1・2 のご利用者

		基本	サービス提供体制 強化加算	1 回の利用料金
1	予防訪問入浴介護	856	44	900
2	予防訪問入浴介護・部分浴	770	44	814
3	予防訪問入浴介護・介護職員のみ	813	44	857
4	予防訪問入浴介護・介護職員のみ部分浴	732	44	776

①初回利用月のみ初回加算 200 円が加算されます。

②上記の金額(総額)に、介護職員等処遇改善加算 (I) 10.0%が加算されます。

③通常の事業実施地域以外の利用者の方は、中山間地域提供加算 (5%) が加わる場合があります。(この場合は、運営規程にある交通費は必要ありません。)

※国の基準が変われば、変更されます。

(3) その他の費用

①通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問入浴介護は、通常の事業実施地域を超えた地点から、交通費として 1 キロメートルあたり 30 円を徴収します。(中山間地域提供加算該当者を除く)

※交通費は通常の実地地域を超えた地点からの距離で計算をします。

②入浴に必要な水は、ご自宅の水道を使用させていただきます。ただし、お湯の準備は必要ありません。

- ③契約者が、利用期日(当日)に利用中止を申し出た場合、利用中止の連絡がない場合は、キャンセル料として、2,000 円を事業者にお支払いいただきます。
- 但し契約者の体調不良の場合は、この限りではありません。

9 事故発生時の対応について

- (1) 事業所の提供するサービスにより事故が発生した場合、他利用者の容体の変化・急変があった場合は速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、居宅介護支援事業所、家族、市町村、地域包括支援センター等に連絡を行います。
- (2) サービスの提供に当たって、万一の事故発生に備えて事業所において損害賠償保険に加入します。万一事故が発生し利用者の生命・身体に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (3) 事業所の提供するサービスにより事故が生じた際の原因解明と事故の再発防止及び事故の未然防止を図る為、事故の記録を作成し、事業所内会議において、事故防止にかかわる検討等を行います。

10 個人情報保護について

- (1) 事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約（誓約書）の内容としています。
- (2) 事業者では、医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者、ご家族の個人情報を用います。

1 1 身体拘束の禁止について

- (1) サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 止むを得ない理由により身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。

1 2 ハラスメントの防止

介護サービス事業所の職員とご利用者、ご家族のいずれの関係においても「ハラスメント」があってはなりません。対人援助職として倫理的な対応ができることを基本理念として、以下、ハラスメントを防止するための体制づくりを行います。

- ①ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有
- ②報告・相談しやすい窓口の設置
- ③介護保険サービス等の基準と業務範囲等の理解と統一的な対応
- ④現状把握と計画・実行を継続的に行い改善していくこと。

ハラスメント（Harassment）とは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

例) 暴力又は乱暴な言動・物を投げつける・怒鳴る、職員の体を触るなど行為等はこれに該当します。

・これらの行為（ハラスメント）が認められる場合、サービス提供は継続できません。

1 3 サービスの利用に当たっての留意事項

利用者は、サービス利用に当たって、次の事項にご留意ください。

- (1) サービス利用前に健康状態の異変がある場合は、あらかじめ当事業所へ連絡を行い、必要な場合は主治医にサービス利用の可否を含め、健康状態を相談してください。
- (2) 冬季は、入浴に利用する居室もしくは、屋内適当な場所を暖かくしてください。
- (3) サービス利用にあたって以下の物をご用意ください。
バスタオル4枚、タオル3枚、着替え、オムツ（必要な場合）、バケツ（使用済みのタオルや衣類を入れるためのもの）、シャンプー、ボディーシャンプー

■安心してご入浴いただくために、特に留意いただきたい事項

- 訪問入浴にかかわるサービス提供（介護）については、当事業所の職員がすべて行いますが、身体状況の変化や緊急時に適切な対応を行うため、できる限りご家族の方に、在宅いただくようご協力ください。
（できる限り、サービス提供時間前後の外出はご遠慮ください。）
- ご利用者の体調の変化や主治医からの指示等、サービス提供上必要な情報は必ず、当事業所へ必ずご連絡ください。

令和 年 月 日

訪問入浴介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

訪問入浴介護事業所 相扶園

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

ご家族住所

ご家族氏名

続 柄